平成２３年（フ）第２１０９号
愛知県小牧市大字二重堀638番地45　サンシャイン都築Ａ棟213号
債務者　下地　勝盛
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２５号
香川県高松市中間町725番地１　シャーメゾンＹＡＹＯＩ－Ａ棟102号室
債務者　新池　由美（旧姓大平）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４５２号
高知市春野町弘岡下4327番地
債務者　北山　義男
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４５９号
高知市朝倉横町20番９―11号
債務者　小野　義文
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４６０号
高知市朝倉横町20番９―11号
債務者　小野　俶子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４６８号
高知県南国市東崎176番地５　たちばな住宅８号
債務者　藤岡　美奈
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７０号
高知市朝倉甲137番地17　神田縄ハイツＡ―12
債務者　田中　　要
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４７３号
高知市南河ノ瀬町316番地１、住民票上の住所高知市大津乙874番地１　松岡マンション301号
債務者　河平　　竜
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８３号
高知県土佐市波介4384番地の３
債務者　小松　佐和
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５０６号
高知市旭町３丁目108番地１　ハッピー旭２号館207号
債務者　岡林　　匡
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１４号
高知市桟橋通１丁目４番３号　クラシエ３―602号
債務者　加志﨑麗香
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１７号
高知市一宮中町１丁目３番11号
債務者　谷口　民子
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８３号
岩手県北上市本通り３丁目11番２号　ディアス本通りＢ棟103号、前住所岩手県北上市青柳町２丁目５番42号
債務者　小山　晶暉
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第６９５号
宮城県多賀城市新田字北関合78番地の７
債務者　澁谷　貴代
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７８４号
仙台市泉区長命ケ丘３丁目２番地の22
債務者　菅俣　昇正
1　決定年月日時　平成23年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５２号
宮城県石巻市蛇田字新埣寺22番地４　ＦＡＭＥ－１－203号、前住所仙台市泉区北中山２丁目３番地の７
債務者　星　美穂子（旧姓横塚）
1　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
福島県伊達市梁川町字上町32番地
債務者　八島　和夫
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福島地方裁判所